

研究開発法人の機能強化

平成25年11月11日

内閣府(科学技術政策・イノベーション担当)

文部科学省



文部科学省

新たな研究開発法人制度創設について

科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～(抄)(平成25年6月7日閣議決定)

第3章3. (2) ②

・研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、①研究開発成果の最大化(ミッションの達成)を第一目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みにくい課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確に位置づけること、③国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会の設置(外国人任命も可能)、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方の見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする**世界最高水準の新たな制度を創設**【文部科学省、内閣府、内閣官房】

・現行制度においても、運用上、改善が可能なものについて早急に見直し【文部科学省、内閣府、内閣官房】

日本再興戦略-JAPAN is BACK-(抄)(平成25年6月14日閣議決定)

一. 3. ④研究開発法人の機能強化

成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。

○世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設

・研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた**世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する**(次期通常国会に法案提出を目指す)。

○具体的な改善事項への対応

・**法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し**、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。

経済財政運営と改革の基本方針について(抄)(平成25年6月14日閣議決定)

第2章 1. (1) ③ 科学技術イノベーションの促進等

研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた**世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する**。

6. (1) (特別会計改革、独立行政法人改革)

・独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。

国際的なイノベーションハブの創出に向けて

科学技術イノベーション総合戦略の考え方

○経済社会の課題を解決する取組をより効果的なものとし、迅速にイノベーションを創出するための基盤を整備するため、「イノベーションを育む」「イノベーションを駆動する」「イノベーションを結実させる」という3課題について、重点的に取り組む。

(1) 「イノベーションの芽を育む」

イノベーションの担い手の活躍の場となる大学や研究開発法人において、イノベーションの芽を創造できる体制を構築。

(2) 「イノベーションシステムを駆動する」

産学官の多様な担い手が、イノベーションの各局面をリード・繋ぎをし、イノベーションシステムを駆動することができる環境を整備。

(3) 「イノベーションを結実させる」

実用化・事業化段階における隘路を解消。



○イノベーションに最適な国づくりの実施に向けて、各施策の部分最適ではなく、全体像を俯瞰しながら施策の立案・実施、効果の測定、施策の見直しに取り組む。

新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会

科学技術イノベーション総合戦略に規定された新たな研究開発法人制度の創設について検討を行うため、「新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会」(内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当)及び文部科学大臣の合同懇談会)を開催。11月を目途に研究開発法人の特性に配慮した最も理想的な世界最高水準のスキームを報告書として取りまとめ、総合科学技術会議で議論予定。

構成員:

大垣眞一郎	公益財団法人水道技術研究センター 理事長、東京大学名誉教授
岡本 義朗	新日本有限責任監査法人エグゼク ティブディレクター
(座長)門永宗之助	Intrinsics 代表
久間 和生	総合科学技術会議議員(常勤)
角南 篤	政策研究大学院大学准教授
野間口 有	三菱電機相談役
橋本 和仁	東京大学大学院工学系研究科教授 兼先端科学技術研究センター教授、 総合科学技術会議議員(非常勤)
原山 優子	総合科学技術会議議員(常勤)
森田 朗	学習院大学教授、東京大学名誉教授

必要に応じてその他の関係者の出席を求めることができる。

検討事項: 懇談会は、国際的イノベーション・ハブとしての機能を発揮するため、研究開発成果の最大化を第一目的とした、世界最高水準の新たな研究開発法人制度の具体的制度設計(国際水準を踏まえた、研究開発を促進するための評価の在り方等)について検討。

公開: 懇談会は原則として公開。

関係府省の参画方法: 研究開発法人所管省及び行革部局は、オブザーバーとして参加(課長クラス)。

スケジュール:

9月24日	第1回開催
10月23日	第2回開催
11月12日	第3回

- 国の誇りであり、国力の源泉である世界第一級の国立研究開発機関が必要。
- 研究者・指導者の壮絶な争奪戦が世界的に行われており、米国やドイツに競り負けることが多い。
- まず現行の独法制度ありきで、その修正を図るのは、本末転倒。

我が国の研究開発法人と諸外国の国立研究所に関する相違点①

参考

○ 我が国の研究開発法人と諸外国の国立研究所を比較した場合、幾つかの点で相違点が認められる。

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
グローバル水準の評価	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発機関全体を対象とした国際評価の実施は、<u>10%程度</u> 研究開発機関の一部を対象とした国際評価の実施は、<u>20%程度</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 国立科学財団(NSF)等で公募する研究テーマの採択では、米国以外の海外研究者が多数参加 	<ul style="list-style-type: none"> リサーチカウンシル(RC)では、グローバルに活躍している者が研究評価に参加 エージェンシー型の研究所では、<u>海外専門家を含めたチームが機関評価を実施する</u>場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究機関の機関評価は、研究・高等教育評価機構(AERES)が<u>外国人も交えて実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> マックスプランク学術振興協会(MPG)の研究評価では、<u>750名の外国人評価者</u>が国際的評価
給与	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に公務員準拠の給与水準 <u>人件費の一律削減</u>(研究開発力強化法により、常勤職員の約9%は削減の対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府出資研究開発機関(FFRDC)では、経験と実績により給与変動。研究者の市場価値に基づく <u>人件費一律削減の仕組みはない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> RCでは、ベースの給与とともに、勤務成績を加味した給与 <u>人件費一律削減の仕組みはない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究機構では、研究公務員給与体系に基づく <u>人件費一律削減の仕組みはない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> MPGでは、公務員の給与に準拠するものの、ハイレベル研究者には部長クラスの給与 <u>人件費の一律削減の仕組みはない</u>
年金・退職金の通算	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人と研究開発法人間の<u>年金・退職金通算なし</u> 	<ul style="list-style-type: none"> FFRDCでは、職歴が長いほど退職金が上がる制度と401k制度の<u>2つの制度を併用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> RCでは、公務員の年金スキームに準じる 	<ul style="list-style-type: none"> 大学と公的研究機関との人材流動は限定的。教育義務を伴う大学教官への異動は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ライプニッツ協会では、州政府が年金を運用し、他の公的研究機関に行っても<u>支給額は変わらない</u>
予算執行の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> <u>中期目標期間を超える繰越し・契約は例外的で柔軟性を欠く</u> 研究資金の<u>年度間での繰り越しについて制約</u>がある 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発予算は、基本的に<u>複数年度予算</u> NSFのグラントでは年単位の管理がされていないため、<u>繰越しの概念がない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> RCでは、研究開発予算は、基本的に<u>複数年度予算</u>(ただし、繰越を行う際には、財政当局と折衝が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発予算は、<u>複数年度予算</u>要求が2009年より認められた。(予算管理は単年度毎) 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ研究振興協会(DFG)の研究資金は、<u>期間内で使用</u>すればよく、年度の概念はない。

我が国の研究開発法人と諸外国の国立研究所に関する相違点②

参考

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
自己収入	・外部資金獲得を奨励している一方、運営費交付金算定式において自己収入分が差し引かれる	・自己収入増によって予算が削減されるルールはない。外部資金獲得を奨励	・自己収入増によって予算が削減されるルールは無い。外部資金獲得を奨励	・自己収入増によって予算が削減されるルールは無い。外部資金獲得を奨励	・自己収入増によって予算が削減されるルールは無い。外部資金獲得を奨励
調達	・原則一般競争入札により行い、随意契約基準も国と同額になるように運用	・米国においては、価格のみによる競争入札は一般的でなく、価格以外の要素も重要視した入札基準に則って実施	・英国においては、一般競争入札を含め、4種類の入札手続きが存在 ・公共調達をイノベーションに活用	・調達業務の簡素化に向けて、キャッシュカードによる消耗品購入及び出張旅費精算処理を導入	・DFGでは、10万ユーロ以下は理由を示し、任意に購入可能
組織	独立行政法人（非政府機関）	連邦政府機関及び連邦政府出資・非政府運営研究所（FFRDC）	省庁直轄研究機関（エージェンシー）・非省庁型公的機関（NDPB）・GOCO（政府所有・民間管理）	公施設法人	連邦政府直轄研究機関及び公益法人
合議機関	・個別法で評議員会や運営委員会を設置することを規定 ・自律的な業務運営に向けて、主務大臣が任命した法人の長へ権限を集中	・NSFでは、国家科学委員会が置かれ、機関の方針を策定 ・FFRDCでは、運営組織のボード等を設置し、研究機関の評価等を実施	・RCでは、トップ人事を主務大臣の任命による ・RCでは、各種委員会が置かれている（役員任命、報酬、業務等）	・公的研究機関は、経営理事会や科学委員会等の合議機関を設置。機関設置根拠となる政令では、経営理事会議のメンバー構成も規定	・各研究協会ごとに独立した運営委員会、諮問委員会を設置
国との関係	・国の事前関与・統制を極力排し、事後チェックに移行 ・国の関与を必要最小限のものとして個別法令で規定	・連邦政府機関であるため、直接、国の監督を受ける ・FFRDCにおいては、国との契約に基づき、研究所に設置された主務官庁のサイトオフィスが監督・評価を実施	・RCは、所管省から基本的に干渉を受けないが、政府作成の3年計画の歳出見直しに基づいて予算実施計画を策定	・公的研究機関は、国との間で4年間の複数年契約を締結。契約にはマネジメント方針、評価のための指標等を記載	・MPGでは、国は研究テーマに関与せず、財政面で関与 出典：文部科学省作成

「新たな研究開発法人制度について(骨子案)」 についての審議のポイント

- 世界で最もイノベーションに適した国とするため、成長戦略に資する行政改革が必要。手をこまねいては、躍進する中国の国営研究所に一挙に追い抜かれる。
- 世界と戦う研究開発法人については、研究開発成果の最大化が制度目的であるべき。
- 研究開発法人は、大学や企業では取り組みがたい課題を国家戦略として実施。国家戦略の徹底のため、主務大臣が臨機応変に必要な指示を行う。
- 業務の効率的・効果的实施を目的とする独法制度とは、目標設定や評価の手法、大臣の関与の在り方が異なり、全く別のマネジメントが必要。